

処遇首席指示第 19 号
令和元年 7 月 19 日

首席矯正処遇官（処遇担当）

発信指導票を設けることについて

当所において別途定める外部交通に関する実施細則（以下「実施細則」という。）に規定する被収容者に対する発信指導に係る標記指導票については、下記のとおりとするので了知されたい。

記

1 発信指導票の様式

別紙のとおりとすること。

2 要領等

（1）信書係職員は、被収容者が発信する信書を検査した結果、発信指導を要すると認めた場合は、同係において発信指導票の所定事項（称呼番号、氏名、相手方及び指導箇所の記載内容等）を記載の上、関係資料を添付の上、主任矯正処遇官（信書担当）及び関係区を経由して当職に報告すること。

なお、同指導の要否に疑義が生じた場合においては、当職又は関係区の統括矯正処遇官等の指示を受けること。

（2）同報告後、信書係は、当該被収容者に対し、該当する発信内容について指導を行うこと。

ただし、同指導は強制にわたらないように留意して指導すること。

3 指導後の処理

（1）同指導に応じた被収容者に対しては、当該信書を返戻した後、その旨を同指導票の「てん末」欄の該当事項に○等を付すこと。

（2）同指導に応じない場合は、実施細則に基づき処理すること。

4 その他

上記により難しい場合は、別途指示する。

別紙（令和元年7月19日付け処遇首席指示第19号）

首席	統括	主任	係
	第一 関係区	関係区 書信	

発信指導票

検査日	令和 年 月 日 ()		
身分 番号・氏名	受刑 ・ 未決 ・ その他 () 第 番 氏名		
工場・居室	工場 ・ 棟 階 室		
発信相手方 住所氏名（続柄）	住所 _____ 氏名 _____ 続柄 _____		
理由（該当事項に○を付す。）			
<ol style="list-style-type: none"> 1 暗号等の使用によって、職員が理解できない内容である 2 刑罰法令に触れる又は触れる結果を生ずるおそれがある 3 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある 4 威迫又は明白な虚偽の記述により、受信者を著しく不安等にさせるおそれがある 5 受信者を著しく侮辱する記述がある 6 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある 7 罪証隠滅のおそれがある 8 規定外（規定通数超過・規定枚数超過・指定筆記用具外使用）である 9 郵便法規に触れるおそれがある 10 未決拘禁者については、被害者、証人、参考人又は共犯等への発信で罪証隠滅の結果を生ずるおそれがある 11 その他 () 			
指導を要する具体的内容等			
指導日	令和 年 月 日 ()		
指導場所		指導者印	
てん末（該当事項に○を付す。）			
<ol style="list-style-type: none"> 1 書き直す旨を述べた。 2 発信を取り止める旨を述べた。 3 自ら該当箇所を抹消した。 4 自ら該当箇所を削除した。 5 その他 			

